

雜錄

(◎) ルール地方占領の我對獨註文に及ぼす影響

外務省 通商局 商報課

佛白聯合軍は本年一月十七日何等衝突なくしてエッセンを占領し次で漸次附近地帶に對し所謂軍事的行動を執り主として石炭の管理に任じ居たる處二月十二日附宣言を以てルール占領地帶より同日以後鐵及鐵製品其他の貨物はライインランド、コンミツシヨンの特許を得たるもの除き獨逸内地へ輸出することを差止めたり。

右宣言は單に逸獨商社に對するのみならず外國商社註文の貨物に對しても場合により適用すべく又輸出に際しては相當率の課稅（多分從價の一割ならん）を徵すべしと云ふ。

先之佛國當局者はルール地方占領直接の結果は同地の製造工場に何等特別の支障を與ふることなし、唯鐵道從業員の罷業又は炭坑主力從順ならざる結果運輸機關の障礙或は石炭の補給困難を來たし實際上の影響を來たすことは有之やも計られざるも右は佛國の關知する所に非らずと語り居れる由。

旅行者の談として報ぜらるゝ所に依れば占領地住民の敵愾心一般に基しくトルムンド、ボツクムの二市の如きは市内に占領軍の一兵を見ず市外に駐屯するの現狀にして佛白は地方官放逐等の強壓手段を取りたるに拘らず住民を壓伏するを得ず占領の當初在エッセン石炭シンデケート其他二三の礦業團本部は漢堡に移轉せるを以て佛白國側委員は其經營方法の攻撃に焦慮しつゝあるものゝ如く、尙又同地方の錯雜なる工業組織には手を染むるに由無きが如しと云ふ。

又箇々の工場炭坑は現在作業を繼續しつゝあれど元來ルール地方の鐵道は石炭コーケスの運送を主眼とするものなるを以て封鎖以來線路の大部分に鏽を生じ從來の運輸系統全く破壊せられ外部との交通杜絶せるが爲め採炭堆積し石炭コーケスを滿載せる貨車瀕滯せり、其結果ルール内部に於ても石炭供給に支障を來たし

製鐵原料品も漸く缺乏し製鐵業にも影響を及ぼしつゝありとの事なり。
本邦當業者と密接の關係に立てるルール地方製造工場主側の語る處として報道せらるゝものを綜合する。左の如し。

一、労働者及原料供給には佛白の妨害を被り居らず。二、獨逸政府の賦課する以外の輸出稅は引取人の負擔とすべし。三、既約品に就ては四週間乃至六週間の引渡猶豫あるに非れば契約履行不可能なり。四、仕上品に對しては日下何等差押の虞なきも注文品は工場渡契約となしドイスブルグを經てロッテルダムに積出すも一方法なるべし。五、代金支拂受授に就て問題を生ぜば支拂地を變更すれば可なるべし。六、事態如斯を以て新規確定的注文引受は躊躇しつゝあり。

ルール地方占領の我註文品に及ぼす今後の影響に就ては豫想立ち難きも少くも貨物引渡は遲延を免れ難かるべく、新規註文は此際見合すを可とし又既約品に對しては當局に於て折角考慮中なるに就き本邦當業者に於て同地方に關係を有するものは豫め其註文、品名、數量、金額、取引時期及取引先等成る可く詳細且具體的に申出あり度し。

佛國占領軍交通部長ベーヨー將軍はルール地方鐵道交通の現狀に關し二月二十五日左の通り發表せり。

一、毎日運轉列車數次の如し。マインツ佛蘭西間六、コブレンツ佛蘭西間二、コロン佛、白間一四、デュセルドルフ佛、白間六等にして、外に糧食列車八、軍用列車六、民用地方列車、一二〇等なり。

二、十五日間で佛白へ輸送せる石炭數量五萬四千噸なり。三、從業者數は佛白鐵道隊將校二二八、工兵卒二、三〇〇（白兵五〇〇）派遣鐵道從業員七、八〇〇（白兵一、一〇〇）なり。

其後在獨帝國官憲よりの電報によればルール地方に於ける本邦側諸註文品は愈輸出行惱の狀態に陥り在漢堡帝國總領事館に於ては差當り必要に應じ日本向商品たることの證明を發給し該品に對しては佛國側の輸出許可の了解を得さしめんと試みつつあれど目下佛國側は占領地より獨逸以外の諸國への輸出に對しても從價一割を課稅しつつあり。而かも之に對し獨逸政府は自國商社に佛白側の徵稅に應するを禁止し居るを以て未だ輸出を見るに至らず、尤も工場渡物品に對し買主たる外國人に於て自ら輸出稅を負擔し輸出手續を完了するに於ては或は輸出可能なるや計られざるもの未だ其例無しとの事なり。孰れにするも此際ルール地方に註文を有する本邦當業者は至急其約定の内容を外務省に申出るを要す。